

財団法人日本環境整備教育センター寄附行為

昭和55年2月15日認可
昭和59年9月8日一部変更認可
昭和61年5月15日一部変更認可
昭和62年5月6日一部変更認可
平成7年4月19日一部変更認可
平成10年6月23日一部変更認可
平成12年2月4日一部変更認可
平成13年1月6日一部変更
平成14年7月4日一部変更認可
平成23年3月1日一部変更認可

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日本環境整備教育センターという。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都墨田区菊川2丁目23番3号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、浄化槽その他の水処理施設（以下「浄化槽等」という。）に係る技術者の養成に当たるほか、浄化槽等及び水質汚濁防止等の技術に関する調査研究等を行い、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽管理士試験の実施に関する事務
- (2) 浄化槽設備士試験の実施に関する事務
- (3) 浄化槽等に係る技術者の養成及び訓練
- (4) 浄化槽等並びに生活環境における水、大気及び土壌の汚染防止に関する調査研究及び研究助成
- (5) 浄化槽等に関する地方公共団体等に対する技術指導及び援助
- (6) 浄化槽法に規定する指定検査機関に対する技術指導及び援助
- (7) 浄化槽の機能に影響を及ぼすおそれのある製品及び化学薬品等の作用及び影響度の評価・判定
- (8) 浄化槽等に関する機能検査

- (9) 浄化槽等並びに生活環境における水、大気及び土壌の汚染防止に関する情報、資料等の提供及び広報
- (10) 浄化槽等に関する関係者の表彰並びに研究会及び講習会等の普及啓発事業
- (11) 前各号の事業に付帯する事業
- (12) その他この法人の目的達成のために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 委託費及び補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は次の各号に掲げる財産をもって構成し、処分することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ環境大臣の承認を得て、その一部に限り処分することができる。

- (1) 前条第1号に規定する財産のうち基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産と指定して寄附された財産及び理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は国、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費)

第8条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第9条 この法人の事業計画及び収支予算は毎会計年度開始前に理事会の議決を経て環境大臣に届け出なければならない。毎会計年度開始前又は毎会計年度開始後にこれを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3か月以内に監事の監査及び理事会の議決を経て環境大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による環境大臣に対する報告をする場合においては、当該会計年度現在の財産目録及び貸借対照表を併せて提出するものとする。

3 この法人の収支決算で正味財産のうち当期正味財産額に増加額があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本金に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第11条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(暫定予算)

第12条 第9条の規定にかかわらずやむを得ない理由により会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、成立する日まで、前年度の予算を基準として予算を執行する。

2 前項の規定による歳入歳出は、新たに成立した予算の歳入歳出とみなす。

3 第1項の場合においては、会計年度開始前に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 1名

(2) 常任理事 若干名

(3) 理事 13名以上17名以内(理事長、常任理事を含む)

(4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事及び監事(うち1名)は浄化槽等及び生活環境の保全に関し学識を有する者並びにこの法人の事業と密接な関係にある公益法人を代表する者のうちから選任する。

3 理事長、常任理事は、理事の互選とする。

4 理事と監事は相互に兼ねることができない。

5 理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者及び所管する官庁の出身者の占める割

合はそれぞれ理事現在数の3分の1以下とし、かつ、同一業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

(役員職務)

第16条 理事は業務の執行を決定する。

- 2 理事長はこの法人を代表し、業務を統轄する。理事長に事故があるときは、常任理事がその職務を代理する。
- 3 監事は民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後又は辞任後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解任)

第18条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、評議員会の議決により、解任することができる。

- 2 前項の議決は、評議員現在数の3分の2以上の同意をもってしなければならない。

(顧問)

第19条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営について、意見を述べることができる。

(専門委員)

第20条 この法人に、専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、理事長の諮問に応じて、技術的専門事項について意見を述べるものとする。
- 4 専門委員会に関して必要な事項は、理事長が定めるものとする。

(事務局)

第21条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局の組織については、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理事会

(理事会の構成及び権能)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(理事会の召集)

第23条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事の3分の2以上の合意により、目的たる事項を示して請求があった場合は、理事長は速やかに、理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して10日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(理事会の議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第25条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決を行うことができない。

2 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ示された事項につき書面をもって表決をし、又は他の理事に表決を委任することができる。

2 理事長は、軽微な事項及び緊急を要する事項については、理事会の招集に代えて書面により表決を求めることができる。

3 前二項の場合における前条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかからその理事会において選出された議事録署名人、2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 この法人に、評議員13名以上17名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会の議長は、評議員の互選とする。
- 3 評議員会は、この法人の事業について理事長に意見を具申することができる。
- 4 評議員会には、第23条及び第25条から第27条までの規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 講習の実施

(講習の認定)

第30条 削除

(講習の報告)

第31条 削除

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、環境大臣の認可があったとき解散する。

- 2 この法人の解散後の残余財産については、理事会の議決を経て環境大臣の認可を得て、

国又はこの法人と同種類の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の備付け等)

第34条 この法人の事務所に、必要な書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(施行細則)

第35条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第15条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。ただし、その任期は昭和55年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第9条の規定にかかわらず、別紙事業計画書及び予算書のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、昭和59年9月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和61年5月15日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年5月6日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月19日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、平成10年6月23日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、平成12年2月4日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、平成14年7月4日から施行する。

附 則

この寄附行為の一部改正は、平成23年3月1日から施行する。